

総 政 企 第 94号  
平 成18年3月10日

統計審議会会長  
美 添 泰 人 殿

総 務 大 臣  
竹 中 平 蔵

諮問第308号  
平成19年に実施される商業統計調査の計画について

統計法施行令（昭和24年政令第130号）第1条の3の規定に基づき、別添「平成19年商業統計調査の実施計画（案）」について、統計審議会の意見を求める。

#### 理 由

経済産業省は、平成19年に実施を予定している商業統計調査（指定統計第23号を作成するための調査）について、会社法（平成17年法律第86号）の制定等を踏まえ、別添のとおり、調査票における経営組織区分の変更、調査対象の変更等を行うことを計画している。

今回の計画については、統計需要への的確な対応、調査結果の正確性の確保、記入者負担の軽減等の観点から検討する必要がある。